別表第五号の六　基幹放送局事業計画変更届出書の様式(第43条の2第3項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

基幹放送局事業計画変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

住所
氏名又は名称
法人番号(注1)
代表者氏名(注2)

電波法施行規則第43条の2第1項の規定により、事業計画を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　区分(注3)(注4)(注5)

□(1)　経営形態及び資本又は出資の額

□(2)　主たる出資者及びその議決権の数

□(3)　役員に関する事項

□(4)　基幹放送の業務又は放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要

□(5)　10分の1を超える議決権を有する者に関する事項

□(6)　10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項

□(7)　週間放送番組の編集に関する事項

□(8)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

□(9)　その他の事項

2　提出書類(注3)(注4)

□変更後の定款又は寄附行為〔上記1(1)関係〕

□免許規則第4条第2項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記1(2)～(6)関係〕

□新たに選任された役員等の履歴書〔上記1(3)関係〕

□4月又は10月の週間番組表〔上記1(7)関係〕

□変更事項について新旧を対比したもの〔上記1(8)・(9)関係〕

注1　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2　届出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

3　該当する□にレ印を付けること。

4　免許規則別表第二号第1に定める基幹放送放送局の無線局事項書注23又は免許規則

別表第二号第5に定める衛星基幹放送局の無線局事項書注38を参照のこと。

5　放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項については、放送法第175条の規定に基づき放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条に定める事項として提出する場合は、本件事業計画の変更の届出としての提出を要さない。